

平成17年度財務定期監査の結果に基づき講じた措置等（みなと総局，東灘区，中央区）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>7 みなと総局</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>港湾施設使用料，賃貸料等の算定を適正に行うべきもの</p> <p>港湾施設使用料，賃貸料等の算定について，次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 岸壁使用料は，係留時間が12時間を超える場合，12時間毎に総トン数1トンあたり，料金を加算することとなっているが，加算の計算方法が不適切である事例</p> <p style="text-align: right;">（海務課）</p>	<p>ア 18年度のEDIシステム改修にあわせて計算方法の適正化を図った。</p>	<p>措置済</p>

平成17年度財務定期監査の結果に基づき講じた措置等（みなと総局，東灘区，中央区）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>8 区役所</p> <p>(3) 契約に関する事務</p> <p>適正な契約に基づき有償刊行物を販売すべきもの</p> <p>有償刊行物の書店での販売に際し，決裁上は売買契約（買取制）となっているが，契約を締結しないまま取引申請書により販売を行っている事例が見受けられた。</p> <p>(中央区まちづくり推進課)</p> <p>適正な事務処理をすべきである。</p>	<p>対象刊行物の劣化により、平成25年3月末で販売を終了。現在は区役所の窓口で無償配布している。</p>	<p>他の方法で対応</p>

平成17年度財務定期監査の結果に基づき講じた措置等（みなと総局，東灘区，中央区）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>8 区役所</p> <p>(4) 財産管理に関する事務</p> <p>備品として適正に管理すべきもの</p> <p>東灘区では，区社会福祉協議会（以下，区社協という。）との間で区社協所有車両のほぼ専属的な使用の便宜提供を受けてきた経緯から，車両更新の際に所有権を区社協としたまま，更新経費を公費負担する形で車両の更新を行い，車検証上の所有者及び使用者が区社協名義となっている事例が見受けられた。</p> <p>(東灘区まちづくり推進課)</p> <p>車両更新費用が公費で賄われている以上，所有者及び使用者の名義を神戸市とし，備品台帳に記載の上，維持管理すべきである。</p>	<p>別途、当課で公用車を調達（リース契約）し、指摘事項は解消された。</p> <p>なお、当該車両は廃車となった。</p>	<p>措置済</p>